

## 規制改革・特区等の検討状況について（非製造企業からの要望に対する検討状況の中間報告）

### 1 県に寄せられた提案件数

計		80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
→ 製造業(101件) + 非製造業(80件) の累計 181件				
① 国へ要望・特区提案済み		10 件	うち非公表 1件	
② 国へ要望・特区提案準備中				
③ 県で対応済み		1 件		
④ 県で対応準備中		1 件	うち非公表 1件	
⑤ 内容精査・検討中		40 件	うち非公表 5件	
⑥ 現行制度で実現可能		18 件	うち非公表 5件	
⑦ 取下げ		2 件		
— 規制緩和・特区以外の提案等 —		8 件	うち非公表 2件	

### 2 検討状況等

No.	担当部署 (課名)	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	機関改革特区
2	危機管理部 (消防課)	農家民館に対する消防上 防災設備等の技術上 の基準	消防用の設備の緩和 (防炎加工のカーテン、じゅうたん等の 使用義務、延床面積による消火器等 の設置義務等の緩和)	誘導灯や説明板、火災報知設備等につい て消防長や消防署長の判断により設備が緩和 されることは、消火器等の設置などは消防官の 不安全を取り除くには十分な設備が必要となる 。一方で、火災予防や初期消火に大きなかかる負担 から、宿泊者の安全を確保するため、設置が必要と考 えます。	消防法	地方事業所 訪問調査 H26.2	⑤	第24次 第25次

### 3 一覧

1	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
2	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
3	② 国へ要望・特区提案準備中			
4	③ 県で対応済み	1 件		
5	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
6	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
7	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
8	⑦ 取下げ	2 件		
— 規制緩和・特区以外の提案等 —		8 件	うち非公表 2件	
9	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
10	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
11	② 国へ要望・特区提案準備中			
12	③ 県で対応済み	1 件		
13	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
14	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
15	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
16	⑦ 取下げ	2 件		
17	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
18	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
19	② 国へ要望・特区提案準備中			
20	③ 県で対応済み	1 件		
21	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
22	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
23	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
24	⑦ 取下げ	2 件		
25	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
26	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
27	② 国へ要望・特区提案準備中			
28	③ 県で対応済み	1 件		
29	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
30	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
31	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
32	⑦ 取下げ	2 件		
33	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
34	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
35	② 国へ要望・特区提案準備中			
36	③ 県で対応済み	1 件		
37	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
38	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
39	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
40	⑦ 取下げ	2 件		
41	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
42	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
43	② 国へ要望・特区提案準備中			
44	③ 県で対応済み	1 件		
45	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
46	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
47	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
48	⑦ 取下げ	2 件		
49	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
50	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
51	② 国へ要望・特区提案準備中			
52	③ 県で対応済み	1 件		
53	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
54	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
55	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
56	⑦ 取下げ	2 件		
57	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
58	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
59	② 国へ要望・特区提案準備中			
60	③ 県で対応済み	1 件		
61	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
62	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
63	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
64	⑦ 取下げ	2 件		
65	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
66	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
67	② 国へ要望・特区提案準備中			
68	③ 県で対応済み	1 件		
69	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
70	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
71	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
72	⑦ 取下げ	2 件		
73	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
74	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
75	② 国へ要望・特区提案準備中			
76	③ 県で対応済み	1 件		
77	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
78	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
79	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
80	⑦ 取下げ	2 件		
81	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
82	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
83	② 国へ要望・特区提案準備中			
84	③ 県で対応済み	1 件		
85	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
86	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
87	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
88	⑦ 取下げ	2 件		
89	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
90	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
91	② 国へ要望・特区提案準備中			
92	③ 県で対応済み	1 件		
93	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
94	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
95	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
96	⑦ 取下げ	2 件		
97	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
98	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
99	② 国へ要望・特区提案準備中			
100	③ 県で対応済み	1 件		
101	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
102	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
103	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
104	⑦ 取下げ	2 件		
105	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
106	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
107	② 国へ要望・特区提案準備中			
108	③ 県で対応済み	1 件		
109	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
110	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
111	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
112	⑦ 取下げ	2 件		
113	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
114	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
115	② 国へ要望・特区提案準備中			
116	③ 県で対応済み	1 件		
117	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
118	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
119	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
120	⑦ 取下げ	2 件		
121	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
122	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
123	② 国へ要望・特区提案準備中			
124	③ 県で対応済み	1 件		
125	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
126	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
127	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
128	⑦ 取下げ	2 件		
129	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
130	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
131	② 国へ要望・特区提案準備中			
132	③ 県で対応済み	1 件		
133	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
134	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
135	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
136	⑦ 取下げ	2 件		
137	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
138	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
139	② 国へ要望・特区提案準備中			
140	③ 県で対応済み	1 件		
141	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
142	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
143	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
144	⑦ 取下げ	2 件		
145	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
146	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
147	② 国へ要望・特区提案準備中			
148	③ 県で対応済み	1 件		
149	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
150	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
151	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
152	⑦ 取下げ	2 件		
153	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
154	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
155	② 国へ要望・特区提案準備中			
156	③ 県で対応済み	1 件		
157	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
158	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
159	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
160	⑦ 取下げ	2 件		
161	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
162	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
163	② 国へ要望・特区提案準備中			
164	③ 県で対応済み	1 件		
165	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
166	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
167	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
168	⑦ 取下げ	2 件		
169	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
170	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
171	② 国へ要望・特区提案準備中			
172	③ 県で対応済み	1 件		
173	④ 県で対応準備中	1 件	うち非公表 1件	
174	⑤ 内容精査・検討中	40 件	うち非公表 5件	
175	⑥ 現行制度で実現可能	18 件	うち非公表 5件	
176	⑦ 取下げ	2 件		
177	計	80 件	うち非公表 14件	[参考] 製造業からの要望(H25.9月調査) 101件
178	① 国へ要望・特区提案済み	10 件	うち非公表 1件	
179	② 国へ要望・特区提案準備中			
180	③ 県で対応済み			

管理No.	担当部局 (課)名	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討状況	県の検討状況	構造改革特区
6	企画振興部 (交通政策課)	宿泊客運送迎上の基準 道運送法上の緩和	旅行客の高齢化が進展する一方、地域の二次交通が不便になってしまっている。そのため、運送事業者の送迎施設への立ち寄りについて、規定を緩和することで観光地の活性化に資することができる。	道運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 無償による旅客輸送については、道路運送法の許可等を要しません。 また、運送目的、運送主体にかかわらず自動車の運行に要するガソリン代等をサービスの提供を受ける者が支払う場合は、道運送法に基づく許可等を要しないと解されます。 したがって、当該要望は、現行制度の範囲内で実現可能と考えます。		
7	企画振興部 (交通政策課)	送迎用バス規制の緩和について	対内では、特定のスキーパー場、ホテルにおいて、送迎バス(白ナンバー)を運行している。そのため、バスを活用し、白馬村の観光客(特に外国人)が自由に乗降、周遊できるように、規制の緩和をお願いしたい。	道運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 無償による旅客輸送については、道路運送法の許可等を要しません。 また、運送目的、運送主体にかかわらず自動車の運行に要するガソリン代等をサービスの提供を受ける者が支払う場合は、道運送法に基づく許可等を要しないと解されます。 したがって、当該要望は、現行制度の範囲内で実現可能と考えます。		
8	企画振興部 (交通政策課)	貸切バス運転者の休憩施設の条件緩和	貸切バス運転者の十分な休憩スペースがあり食事等ができる場合が確保されなければならないが、運行範囲が極端に狭い施設においても休憩所に置する施設として指定してほしい。	道運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 平成25年8月から適用されている国の「貸切バスの交番運転手の配車基準」において、連続運転時間・本態の考え方方が示されていますが、当該要望は、現行制度の範囲内で実現可能と考えます。		
9	企画振興部 (交通政策課)	貸切バスの交番運転者の配車基準について	貸切バスの交番運転者の配車基準について、優遇制度を設ける。	道運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内閣総理大臣令第17号】 平成25年8月から適用されている国の「貸切バスの交番運転手の配車基準」においては、平成24年4月に発生した関連による輸送会社の事故を受けて、設定されたものであり、安全性を確保するため、生産性向上のため、O会員を採用するため、運行を実現する状況にはあります。 したがって、現時点では緩和を実現する状況にはあります。 ただし、国においては26年度末を目途に改正を「検証」することとしていますので、当該要望の趣旨を国に伝えます。		
10	企画振興部 (交通政策課)	貸切バスの交番運転者の配車基準について	貸切バスの交番運転者の配車基準について、優遇制度を設ける。	道運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内閣総理大臣令第17号】 平成25年8月から適用されている国の「貸切バスの交番運転手の配車基準」においては、平成24年4月に発生した関連による輸送会社の事故を受けて、設定されたものであり、安全性を確保するため、生産性向上のため、O会員を採用するため、運行を実現する状況にはあります。 したがって、現時点では緩和を実現する状況にはあります。 ただし、国においては26年度末を目途に改正を「検証」することとしていますので、当該要望の趣旨を国に伝えます。		
11	企画振興部 (交通政策課)	道運送法の許認可について	新たな事業を開始する場合は、国土交通省の認可が必要されているが、行政と連携して行う事業については、国土交通省ではなく地域の行政単位で許認可又は届出が行えるよう申請手続きを簡素化させる。これにより県内へのバス旅行も増加させることができる。	道運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内閣総理大臣令第17号】 平成25年8月から適用されている国の「貸切バスの交番運転手の配車基準」においては、平成24年4月に発生した関連による輸送会社の事故を受けて、設定されたものであり、安全性を確保するため、生産性向上のため、O会員を採用するため、運行を実現する状況にはあります。 したがって、現時点では緩和を実現する状況にはあります。 ただし、国においては26年度末を目途に改正を「検証」することとしていますので、当該要望の趣旨を国に伝えます。		
12	企画振興部 (交通政策課)	バス運賃について	バスの運賃設定については事前届出が必要とされており、その後も不正な競争を引き起こす場合等、事後チェックがある。柔軟な取扱を求める。	道運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	①	【国へ要望・特区提案済み】 県としても、リース等の制度の見直しを要望してきたところ、平成26年度から、国の「貸切バス等の安全コスト等が適切に反映される運賃・料金制度への移行が進められます。		

管理No.	担当部署 (課名)	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討状況	県の検討状況	横浜改革特区
13	企画振興部 (交通政策課)	旅客自動車運送事業の規制の適正化をお願いしたい。	旅客自動車運送事業に係る規制が緩和され、許可を受ける場合は範囲が広がり、一般貸切旅客自動車運送事業の規制は引き受けない場合と受けない場合との意味がなくなっています。	現在、国は「自家用有償旅客送達の事業、権限の地方公衆団体への移譲等のあり方を用いる検討会」において、自家用有償旅客送達制度の運用についても検討しています。当該検討会の結論、結論に基づく国の制度改正の状況を踏まえ、必要であれば、県として意見の見直し等を提案します。	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容検査・検討中】 現在、県としては「運輸事業振興事業補助金」を県バス協会に交付しております。この補助金は、大型バスの取扱についての助成制度を実施していただいている要望の趣旨は、交通に対する助成制度・支援措置の充実といった観点から、国に対しても提案します。		
14	企画振興部 (交通政策課)	若年運転者育成への支援	若年層の運転手を担うための支援	安全に配慮した運転には若年者層が欠かせないところ。しかし運転には二種免許が必要となるのでそのための費用が若年者の負担となつていて、そのため運転手が不足しているのが実情。高齢者のみでは安全が心配でも駆除しなくてきています。一方で、若年層の運転手を増やすため事業者が費用を負担した場合は、取得費用の一部を支援してくられる制度をお願いしたい。	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	—	【内容検査・検討中】 法定耐用年数は、通常の維持修理を加えながら通常の使用条件で使用した場合の効用年数を基準として定められています。特定耐用年数において法定耐用年数が妥当でない場合、法定耐用年数を短縮するには離島の現状ですが、特別機械等の方法も含め、産業政策の観点から必要な措置については、検討してまいります。		
15	総務部 (税務課)	税法上の耐用年数の見直し	業界により固定資産の耐用年数が実態とかけ離れているため、見直しを行うこと	減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、建物の耐用年数は、旅館ホテル用で31年、旅館ホテル用で35年とされています。しかしながら、建物の耐用年数は、耐震力の低下に直結するため、実態では20年を経過すると全面リニューアルが必要となっています。	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容検査・検討中】 長野県内市町村の入湯税収入約12億円に対し、入湯税充當、可能源泉税系源の維持費、環境衛生施設費、消防整備、防光装置等の事業費などは約16億円となっており(平成22年度)、入湯税は温泉所在の市町村の重要な財源として維持すべきものと考えます。なお、市町村に対しては、入湯税の使途について、議会への説明責任を負うべきものと考えます。		
17	企画振興部 (市町村課)	入湯税の廃止	目的税である入湯税が、その目的に即して使用されていないため、廃止する	本來入湯税は温泉の維持費・環境衛生施設費・消防設備費、観光施設費などに使われるべきものであるが、税目別課当時に比べて、温泉源維持、環境衛生等に使われていることは言えない状況にあり、見直しが必要である。	地方税法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【内容検査・検討中】 長野県内市町村の入湯税収入約12億円に対し、入湯税充當、可能源泉税系源の維持費、環境衛生施設費、消防整備、防光装置等の事業費などは約16億円となっており(平成22年度)、入湯税は温泉所在の市町村の重要な財源として維持すべきものと考えます。なお、市町村に対しては、入湯税の使途について、議会への説明責任を負うべきものと考えます。		
18	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品衛生管理者について	食品(肉)を加工処理する所には、食品衛生管理者が必要とされているが、生産者は確保が必要です。生産者が6次産業を推進していくためには、この衛生管理者の設置が窓口となり、販売までつなげないが実情。そこで、食品衛生管理者の衛生管理を行政機関による検査で構えるよう、衛生管理制度の見直しや生産者の後継にもつながります。	食品衛生法	地方警務所による企業訪問調査 H26.2	①	【国へ要望・特区提率済み】 食品衛生管理者についてには、法第48条第6項第2号に定める医師、歯科、薬剤師等の資格要件が規定されています。しかし、提素のように、これら要件を満たす者を確保することには難しい状況であり、また、食肉品製造業への参画も容易になり、ジビエ工場の進出に寄与することがでにより、人材の養成課程を修め卒業した者を追加することに参画も容易になります。		
19	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品衛生管理者について	食品(肉)を加工処理する所には、食品衛生管理者が必要とされているが、生産者は確保が必要です。生産者が6次産業を推進していくためには、この衛生管理者の設置が窓口となり、販売までつなげないが実情。そこで、食品衛生管理者の衛生管理を行政機関による検査で構えるよう、衛生管理制度の見直しや生産者の後継にもつながります。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	①	【国へ要望・特区提率済み】 食品衛生管理者についてには、法第48条第6項第2号に定める医師、歯科、薬剤師等の資格要件が規定されています。しかし、提素のように、これら要件を満たす者を確保することには難しい状況であり、また、食肉品製造業への参画も容易になり、ジビエ工場の進出に寄与することがでにより、人材の養成課程を修め卒業した者を追加することに参画も容易になります。		O

管理No.	担当部署 (課名)	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討状況	県の検討状況	構造改革特区
21	健康福祉部 (食品・生活衛生 課)	農家民宿における飲食店営業許可	農業体験等で収穫した農産物を食材とした食事等を提供できるようにした	地域の特色をセールスするには地元食材や地元農家との連携を演出できる。また、お客様もそのことを望む方が多い。	⑤ 地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	【内容検査・検討中】 なお、農家民宿においては、国民が農作業の体験を通じて農業者(平成26年4月1日からは個人の農業者と同様に、法人経営を行なう家族経営者も該当)と直接営業する場合は、客室の延床面積について、通常の宿泊施設が必要となる特例が適用になります。  該当する宿泊施設や農家レストランの営業者等が食事を調理・提供する場合は、公衆衛生に与える影響が著しいことから「飲食店営業」の許可が必要となります。  ただし、農家民宿等の農林漁業体験型施設で、施設利用者が自らが調理を含めた体験を行う場合には、「飲食店営業」の許可是不要です。			
22	健康福祉部 (食品・生活衛生 課)	健診による營養衛生法による營養許可	調理が伴う販売許可是、販売する場所においてそれを行なう場合に許可を必要としているが、これを1本化又は屋外にて、甲子年以降は甲子年以降に適用する。これにより、甲子年以降は屋外販売が可能となるようになるが、これが屋外販売に適用する。これにより、甲子年以降は屋外販売が可能となる。出展機会も増え地域特有の販売増加に繋がる。	⑤ 地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	【内容検査・検討中】 調理が伴う販売を行う時には、営業許可が必要となる。その都度、各課所ごとで許可を申請する基準はどこにても同じで、1本化して全国で通用できるようにするが他県で行なう際は届出制にする。これにより、甲子年以降は屋外販売が可能となる。出展機会も増え地域特有の販売増加に繋がる。	食品衛生法			
23	健康福祉部 (食品・生活衛生 課)	健診による營養衛生法による營養許可	行政が主催する物産販売に参加する場合で調理が伴う場合は、屋外だけで必ず屋上に手書きを簡素化する。	⑥ 地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	【現行制度で実現可能】 調理が伴う販売を行う時には、営業許可が必要となる。その都度販売を申請する場合には、行政が主催する形で販売する場合に手書きを簡素化できないか。これにより、出展機会が増え、地域特産物の販売増加に繋がる。	食品衛生法			

管理No.	担当部署 (課名)	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討状況	県の検討状況	構造改革特区
24	健康福祉部 (食品・生活衛生 課)	食品衛生法による營業許可について	専門販売を行う際、品目が限定されないで、わらひ餅を販売することができる。さらに販売数も限定しているため、地域特産品が販売できるよう販売品及び販売品数を増やす。	品目を拡充させることにより、地域特産物などの販売を拡大できる。また、現在1品しか認めており販売されたもので2品まで認められるため、地域特産品が販売できるよう販売品及び販売品数を増やすことなく、地域名産品の販売拡大を行うことができる。	食品衛生法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 専門店営業では販売店での営業を認めており、利用者の食品安全上の安全を担保するために、調理方法が複数の食品衛生法に準拠していないません。ただし、対象外品目(わらひ餅など)であっても、許可施設で製造し、容器、包装に入れたものをそのまま販売することは可能です。	
25	健康福祉部 (食品・生活衛生 課)	食品衛生法の緩和	自家製菓物を販売する場合の食品營業許可取得の緩和	農家が自家製菓物を直売所等で販売する場合、食品営業許可が必要となる。許可を受けるには、食品衛生責任者10名の講習を受講する必要があり、農家が許可を取ることは困難となる。	食品衛生法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 不特定多數の者に食品を製造販売することは、たとえ少量であれ、一定の安全性を確保することが必要です。そのためには条例で定めた施設基準に合致した専用の営業施設でのみ許可のもと製造する必要があります。 一昨年北海道において度物(漬物)が原因で多くの患者と死者が出来た食中毒が発生し、過去にも同様の食中毒が発生していることから、基準を緩めることは困難です。	
26	健康福祉部 (食品・生活衛生 課)	食品衛生法の緩和	食品営業許可業種の統合化	多品種少量加工を行っている施設では、多品目に選りすぐり許可を取る必要があり、日々に手数料がかかる。また、品目毎に施設基準が定められていることから、類似品であっても業種が異なるに、同一エリアで加工できない等の制約がある。	食品衛生法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 不特定多數の者に食品を製造販売することは、たとえ少量であれ、一定の安全性を確保することが必要です。そのためには条例で定めた施設基準に合致した専用の営業施設で、許可のもと製造する必要があります。	
27	健康福祉部 (食品・生活衛生 課)	共通設備による食品の製造	食品製造許可における設備を設置しない場合があるが、設備を兼用で使用できるようにしてほしい。	品目によつては、共通の設備によつて製造できるものがあるが、その場合でも、別々の設備を設置しなければならないことから、無駄な投資であり、設置費用、管理などの負担が大きいため。	食品衛生法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 みそ製造、豆腐製造等食品を製造するたまには、食品の安全を確保する観点から、衛生的な専用の施設で製造することが必要です。ただし、衛生上支障のない場合には施設の共用を認めています。	
28	健康福祉部 (食品・生活衛生 課)	食品製造業許可基準	飲食業者が食品製造の(実演)販売において通常許可要件どされる施設基準を緩和する	ホテル旅館等で、食事時に提供しているそば等を土産用に実演販売する場合、許可を受けるため施設の多くを利用ししつつ、加工過程の一部のみを許可以外の場所を適用することになるが、この場合でも食品の安全性は十分確保できると考えられる。食の魅力を活かすアピールしなおかつ待ち帰つて味わつてもうことで、地域の魅力をよりアピールできる。	食品衛生法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 不特定多數の者に食品を製造販売することは、一定の安全性を確保することが必要です。そのためには条例で定めた施設基準に合致した専用の営業施設で、許可のもと製造する必要があります。 県民及び観光客の健康の観点から、食品営業許可及び施設基準等の必要性についてご理解ください。	

管理No.	担当部局 (課名)	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討状況	県の検討状況	構造改革特区
29	健康福祉部 (食品・生活衛生 部機関) (農業政策課)	軽自動車で生鮮食品(食肉、魚介類、乳類、水産加工食品)を運搬する場合、食品衛生法に基づき販売業者が必要となるが、県で定めた要綱により全自動車を使用する場合の取扱品地域の実情により、軽自動車で移動販売ができるよう、品目制限を緩和できないか。	現在、長野県では、肉や魚、牛乳などの暮らしに必要な生鮮食品等を輸えて、車両で移動販賣する場合、軽自動車は認められない。長野市では、乗客規制が小さく、道や駐車場の狭い中山間地域での営業に、小回りが利き、維持経費の安い軽自動車が許されず、事業者には1品目につき1業種しか許されない。県が定めた「食品移動営業車取扱要領」では、原則車両につき1業種として、陳列車以外の車両についても、多品目販売がない場合は適用除外として、多品目販売を認めており、軽自動車等が完全に区分される等の取り扱いができるものか検討してほしい。	食品衛生法	③ 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【平成26年3月18日付】 平成26年3月18日付で軽自動車において複数の販売業の許可を取得できるよう「食品移動営業車取扱要綱」を改正しました。			
30-1	健康福祉部 (食品・生活衛生 部機関) (農業政策課)	賞味期限に関する基準の明確化	賞味期限の設定についての基準をより明確にするにと り	賞味期限の設定基準が不明確なため、安全性に重きを置くあまり、必要以上に定期的な設定期などは大きい負担となるほか、消費者も頻繁とばかり、大量陳業者が生じる傾向性などになっている。食文化を大事にするという方向性とは逆の動きとなっている。	食品衛生法 ・JAS法	⑤ 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【内容検査・検討中】 消費期限・賞味期限は国のガイドラインを参考に、製造業者等が科学的根拠に基づき設定するものです。また、原材料、製造方法、包装の仕方等の特性は製造者や製品ごとに異なるため、食品の種類により一律の期限を定めることは困難です。		
30-2	健康福祉部 (食品・生活衛生 部機関) (農業政策課)	賞味期限に関する消費者へのPR促進	賞味期限の意味に対するところについて消費者へのPRについて新たに施策を講じること	賞味期限の意味は、国ホームページなどでPRされています。また、県においても出前講座などによる啓発を実施しております。	—	—			
31	健康福祉部 (食品・生活衛生 部機関) (農業政策課) (消資生活室)	食品表示の印字及び記載について	食品表示の字体や大きさが地域によってまちまちであるため、統一した基準にしてほしい。	表示方法が地域によってまちまちなどころがある。県内統一した方が加工業者にとっても簡略化できる。また、長野県は信州が認めるところでは、南信州では、南信州の表示が明確でなく、消費者に対して使用することには困りますが、一括表示とは別に商品名に南信州産と付記することは可能です。	食品衛生法 ・JAS法 ・景品表示法	⑥ 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【現行制度で実現可能】 品表示の基準は全国一律であるため、地域によって基準が異なることはありません。国の定める品質表示基準により文字の大ささには、原則B5インチ以上とされています。「南信州の要領は、南信州の示す範囲が明確でなく、消費者に対して使用することには困りますが、一括表示とは別に商品名に南信州産と付記することは可能です。		
33	健康福祉部 (食品・生活衛生 部機関) (農業政策課)	化粧品等に關する法律に基づく届出	化粧品等に關する法律に基づき届出しなければならない動物の頭数を引き上げてほしい。	同法の趣旨、目的からして、馬と頭飼育する化粧品等に關する法律による届出を必要とするには不必要な規制となっています。	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【内容検査・検討中】 市町村での動物の飼養は地域住民の習慣にご理解をいただくことが大切です。そのため、適切な規制を把握し、適正に指導するための届出となります。			
34	健康福祉部 (農業政策課)	温泉現況報告書の提出の簡素化	温泉現況報告書について、変更事項が毎年度変更事項がないにもかかわらず届出を求めるのはあまり意味がないと思われる。	毎年度変更事項がないにもかかわらず届出を求めるのはあまり意味がないと思われる。	温泉法 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【内容検査・検討中】 温泉は自然湧出物であり、温度・湧出量等に変更が生じることもあるのです。また、全国的な統計資料にも利用されており、年1回の提出なのでご理解をお願いします。			

管理No.	担当部局 (課名)	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討状況	県の検討状況	構造改革特区
36	健康福祉部 (介護支援課)	訪問介護事業等の事業者による訪問介護等を行う場合、既存事業とは別に介護事業を行ふ場合、既存事業者は別に介護事業所を設ける必要があるが、既存事業者が別に介護者を受け入れるわけではない場合、既存の事業所で受け入れるようにしてほしい。		新たに介護事業を行ふ場合、既存事業者は別に介護事業所を設ける必要があるが、既存事業者が別に介護者を受け入れるわけではない場合、既存の事業所で受け入れるようにしてほしい。	⑥ 訪問介護の設備基準等と同一敷地内にある場合であつて、他の事業者や他の事業所等の運営に備え付けられた設備機器等の使用が可能	地方事務所による企業訪問調査 H26.2 介護保険法	【現行制度に対応可能】 現行の設備基準でも、新規に別の事業所を設けずに、既存事業所のスペースを見直すなどの対応でよいことなどなっています。 (例:訪問介護の設備基準) 他事業と同一の事業室ではあります。	【現行制度に対応可能】 現行の設備基準でも、新規に別の事業所を設けずに、既存事業所のスペースを見直すなどの対応でよいことなどなっています。 (例:訪問介護の設備基準) 他事業と同一の事業室ではあります。	
37	環境部 (自然保護課)	県立公園内のリフト設置の規制緩和		いすれは登山口までリフトを伸ばしたいと思う。しかしながら、県立公園工事部内であり、規制が厳しく、設置は困難などなっています。	長野県立自然公園条例	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【内容精査・検討中】 自然公園内は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るために、特別地域、普通地域といった地区区分ごとにその風致景観の維持に必要な一定の規制を設けているところです。また、規制が厳しい山口は特に風致景観維持を必要とする特別地域内にあっては許可が必要と考えますが、規制点で具体的な設置計画がなく、規制點も含め検討が困難な状況なので、具体的な導思を検討され際に改めてご相談ください。	【内容精査・検討中】 自然公園内は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るために、特別地域、普通地域といった地区区分ごとにその風致景観の維持に必要な一定の規制を設けているところです。また、規制が厳しい山口は特に風致景観維持を必要とする特別地域内にあっては許可が必要と考えますが、規制点で風致景観上の支障がない等の状況に応じ検討する余地はありますので、具体的な内容については個別にご相談ください。	
38	環境部 (自然保護課)	リフト支柱の色指定の緩和	リフト支柱の色を灰色(亜鉛引き)も認めてほしい。	今後リフトの更新を行なう予定だが、リフト支柱を塗装済み(灰色)等で設置できれば、設置・維持管理費用(塗装代)の削減ができるため。	環境省行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【現行制度で一部実現可能】 自然公園内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るために、特別地域、普通地域といった地区区分ごとにその風致景観の維持に必要な一定の規制を設けているところです。また、規制が厳しい山口は特に風致景観維持が混在地帯であるが、特別地域においては特に風致景観維持のためには規制の許可が必要と考えます。一場合は届出になりますが、不要な場合もありますので具体的な内容についてご相談ください。	【現行制度で一部実現可能】 自然公園内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るために、特別地域、普通地域といった地区区分ごとにその風致景観の維持に必要な一定の規制を設けているところです。また、規制が厳しい山口は特に風致景観維持が混在地帯であるが、特別地域においては特に風致景観維持のためには規制の許可が必要と考えます。一場合は届出になりますが、不要な場合もありますので具体的な内容についてご相談ください。	
39-1	環境部 (自然保護課)	スキー場内の木の伐採の規制緩和	スキー場内の木の伐採の規制緩和	ゲレンデに目新しさを出すため、林間コースを整備し、スキーヤーの路線を図りたい。林間コースの新設には、スキーエンターテイメント施設があるが、県立公園内でもやはり規制が厳しい。	長野県立自然公園条例	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【現行制度で一部実現可能】 自然公園内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るために、特別地域、普通地域といった地区区分ごとにその風致景観の維持に必要な一定の規制を設けているところです。また、規制が厳しい山口は特に風致景観維持が混在地帯であるが、特別地域においては特に風致景観維持のためには規制の許可が必要と考えます。一場合は届出になりますが、不要な場合もありますので具体的な内容についてご相談ください。	【内容精査・検討中】 森林法	
39-2	林務部 (森林づくり推進課)	スキー場内の木の伐採の規制緩和	スキー場内の木の伐採の規制緩和	ゲレンデに目新しさを出すため、林間コースを整備し、スキーヤーの路線を図りたい。林間コースの新設には、スキーライン内の木を伐採または林地開発をする必要があるが、開発面積によつては林地開発許可が必要となり、手続きに時間かかる。	森林法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【内容精査・検討中】 森林法開発許可制度は安全・防災の観点から必要な要件を整備しているものであり、一律の規制緩和にはないまちなみのことをおきます。	【内容精査・検討中】 森林法開発許可制度は安全・防災の観点から必要な要件を整備しているものであり、一律の規制緩和にはないまちなみのことをおきます。	



管理No.	担当部署 (課名)	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根規法令等	県への申請 または相談状況	検討状況	県の検討状況	検討 結果
51	産業労働部 (労働雇用課)	変形労働時間制の業態に応じた彈力化緩和すること	旅館業にあつては、時期的な繁忙の波が非常に大きくなり、銀行の変形労働時間制でも効率的な対応が困難となっている。	労働基準法	⑤ 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【内容精査・検討中】 労働時間制のメリットが生じますが、労働者側にメリットがなく、労働強化につながる恐れがあります。 事業者にメリットがあつても労働者の権利(本来受けられる賃金)から健康管理によるべきと考えます。	【内容精査・検討中】 コスト削減のメリットが生じますが、労働者側にメリットがなく、労働強化につながる恐れがあります。 事業者にメリットがあつても労働者の権利(本来受けられる賃金)から健康管理によるべきと考えます。		
52	産業労働部 (労働雇用課)	有料職業紹介事業免許の取扱いに関する質疑	有料職業紹介事業免許の取得は、資産500万円以上(自費)で、保険料50万円以上が必要であり、創業特約の企業にとって参入が難しい。要件の緩和(額の設定を下げる、措定期間を設ける等)または撤廃が望まれる。	職業安定法	① 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【国へ特区提案済み】 H26.4.11に構造改革特区に向けた規制改革案を国に提出するべきと考えます。	○		
53	産業労働部 (産業政策課)	電気料金の基本料金算定基準の変更	事業所の電気料金については、電子により最大電力を冬に多くの電気を使用し、その他の事業所の最大使用量に応じて基本料金が算定されてしまう。 全国の電気使用の需要が高いのは夏である。その時に供給される電気を公平に分け合うという観点から、最大使用された日の事業所の使用量に応じて算定されるようにしてほしい。	電気事業法 一般電気事業料金 供給約款規則	⑤ 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【内容精査・検討中】 電気料金を算定している電力会社(中部電力)に要望の内容を伝え、電力会社の考え方を確認中です。			
54	観光部 (山岳高原観光課)	外国人に対する禁内自由度向上	外国人観光客に対する通訳案内は法により通訳案内士に限定されているが、活動地域を一括するなどの条件を付した上で、自由な通訳案内ができるよう規制緩和を図る。	通訳案内士法	① 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【国へ要望・特区提案済み】 第24次構造改革特区で同内容の提案を提出しました。 現在3回目の反論をして、省庁からの回答を待っています。	○		
55	観光部 (山岳高原観光課)	現地ツアー	ホテル等事業者に対して、簡便な許可による現地企画ツアーや(輸送受信)ができる仕組みにしてほしい。	旅行業法	① 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【国へ要望・特区提案済み】 旅館ホテルであつても消費税保証の観点から営業保証金や基礎資本とが必要となるため、旅行業者としてではなく、旅行業者が現地企画ツアーやできるよう仕組みにしてほしい。	○		
56	観光部 (山岳高原観光課)	旅行業務取扱管理者の職務について	旅館業を営む者が、宿泊者の利便を図るために送迎(交通機関)とセットで、団体の宿泊プランをあつせんする場合、旅館業者が宿泊料金に含まれることで、旅館業者が運営するべきではない状況となっている。 これを、旅館業法の許可がある施設があつせんする場合は、条件付きでも取り扱えるようにする。	旅行業法 旅館業法	① 地方事務所による企業訪問調査 H26.2	【国へ要望・特区提案済み】 旅行業務取扱管理者は、旅行業の取引条件の明確化や旅行に係るサービスの提供の従業性その他の取引の公正などを確保するためには、旅館業者として一定範囲に限って構造改革特区提案で、旅館ホテルが一定範囲の旅館を営むことができる規制改革案を策定しました。	○		

管理No.	担当部局 (課名)	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討状況	県の検討状況	構造改革特区
57	観光部 (山岳高原観光課)	国際観光ホテル整備法に基づく届出についての届出不要とする場合における届出の簡素化	国際観光ホテル整備法に基づく届出については、法の目的に照らしても不必要と判断される届出事項が多く、事務負担が大きい。また、届出によって適切な財産が得られないことなどがない。身近な市町村ないし届出局への届出なども負担である。	国際観光ホテル整備法	地方事務所による企業訪問調査H26.2	⑤	【内容検査・食計中】 国際観光ホテル整備法に基づき登録する旅館やホテルは、宿泊者を対象とした料金を定めることであります。本制度はが直接所前に国へ届出することとされています。本制度はが直接所管しているため審査の提出先は、国の機関となりますが部による提出も認められています。		
58	観光部 (山岳高原観光課)	ゴンドラリフトが道路の上を通過する場合における安全ネット用防護ネット	ゴンドラリフトが道路の上を通過する場合において、通常年を通じて安全ネットなしで営業できるようにしてほしい。	ゴンドラリフトと道路が交差する部分について、基础设施が敷設されているが、冬期間、道路を通行止めにしスキーコースとして使用している場合は設置義務はない。(安全ネットは鉄製の固定式)大雪時には安全ネット用防護ネットが安全ネットに接觸し故障が出る恐れがあるため、通常年を通して安全ネットなしで営業できるようにしてほしい。	東道施設に関する技術を定める省令	地方事務所による企業訪問調査H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 保護設備の設置は、素道事業者の責任において行なうこととされています。素道に道路が交差する部分について、保護設備の必要性や設備の形状は道路管理者との協議により決めることとされています。安全ネットなしにした場合など変更する場合は、道路管理者と再度協議して、その変更内容を園内へ提出することになりますので、事前に北陸信越運輸局へご相談ください。	
59	観光部 (山岳高原観光課)	ゴンドラリフトの夜間営業	ゴンドラリフトの夜間営業には、ゴンドラ内に照明設備等の設置が必要と聞いている。ゴンドラリフトの夜間営業に係る規制を緩和してほしい。	夏季に間に観光客をゴンドラリフトでスキーパックを頂上まで登ってもらうサービス商品の提供を考えてている。ゴンドラリフトの夜間営業には多く照明設備が必要だと聞いている。ゴンドラ内に必要な最低限の照明設備の設置に応じるようにしてほしい。	東道施設に関する技術を定める省令	地方事務所による企業訪問調査H26.2	【取下げ】 (安閑営業の場合、ゴンドラリフト内に充電式の電燈以外部前に反対板を設置し、北陸信越運輸局に申請することで認められる場合)と分かたつた。	⑦	
60	観光部 (山岳高原観光課)	ゴンドラリフトの設置に係る規制の緩和	ゴンドラリフトの設置に係る規制の緩和	現在のゴンドラリフトが老朽化しているため将来的にリフトの架け替えを考えているが、大きな駐車場を完備したスキーパー場に対するためには、現地の旅館ホテルや道路の上部をゴンドラリフトで接続するようにいたいと考えている。沿岸までは、鉄道の駅から直結でスキーパー場までゴンドラリフトで移動でき、生毛地などの上部を通過して誘客につながっている。その直結が利便性の良さとしてユニークで、(オーストリアのボルツァーノ等)海外では当たり前に運行している。	東道施設に関する技術を定める省令	地方事務所による企業訪問調査H26.2	【現行制度で実現可能】 省令では素道の線路里定めにあたつては、道路、河川湖沼、家屋等との交差や接近は極力避けるとなっています。や心を得た内への出入り、落石等への対応などについて道路管理者や住民等が協力して構築することが必至りますので、安全注意などについて北陸信越運輸局へ事前にご相談ください。	⑥	
61	観光部 (山岳高原観光課)	県の予算執行について	観光県を囲えるなら、県内のブロックごとに観光客に特化した予算を配分し、地域ごとに活用できるようになります。	民間事業者と行政が連携し、地域で特色ある取組を継続的に行なうことができる。	地方事務所による企業訪問調査H26.2	—	自らの知恵と工夫により自主的に特色ある観光地づくりを進めるため地域元気づくり支援金」を活用することができます。	—	

管理No.	担当部局 (課名)	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	規制法令等	県への申請 または相談	検討状況	県の検討状況	検査特区
62	県民文化部 (国際課)	ワーキングホリデー制度の条件緩和	スキーリゾートリゾートは夏となり雇用が必要で、人材が集まらない。外国人の雇用、日本人の外国外への赴任をやすくしてほしい。	スキーリゾートは12月～3月のビジネスであり、季節雇用であり年間を通しての雇用ができず、人材が集まらない。外国人の雇用が必要で、人材が集まらない。外国人の雇用がある。それが他の外国人の雇用できない状況である。国が認めない雇用結果がない。それが雇用できないが、雇用結果があるが、雇用結果がない。ワーキングホリデー制度があるが、30歳以下、一生に一度しか利用できないなどの制限があるため、一度経過し、11月～4月は日本で、5月～10月はオーストラリアで働くようにな通常雇用ができるようにしてほしい。	二つの国・地域間の取り決め	地方事務所による企業訪問調査H26.2	一	内閣府に確認したが、国への要望方法等について検討しないとの回答です。	
63	農政部 (農業政策課)	農地への発電設備の設置	農地への高電のための太陽光発電等の発電設備の設置について、農地の許可を取得すれば可能であるが、農業委員会の判断によっては転用が可能ですか。農業委員会があるが、発電事業に参入しやすい制約を緩和し、発電事業に参入しやすくしてほしい。	農地への太陽光発電設備の設置について、農地の許可を取得すれば可能であるが、農業委員会の判断によっては転用が可能ですか。農業委員会があるが、発電事業に参入しやすい制約を緩和し、発電事業に参入しやすくしてほしい。	農地法	地方事務所による企業訪問調査H26.2	⑤	【内容検査・検討中】農地法に基づく農地転用許可制度は、農地転用を農業上の利用に優先するために設立されましたが、農地以外の農地においても同様に、農業機械を設置する場合(この場合の発電設備を「富農型発電設備」という)は、一定の制限はあるものの制度上一時転用許可することができます。(注)本県において、申請者の負担を減らすことができる農型発電設備の一時転用許可期間の延長(3→10年間)を提案しているところです。	
64	農政部 (農業政策課)	補助金の周知方法について	県では補助金制度を周知しているが、市町村又は団体まで届いていないのが現状。個々の生産者まで届く仕組みにしてほしい。	事業を行っている生産者が必要としていても、その情報が届いていないのが現実。市町村、団体での民間金融機関から顧客への情報発信という形でもあります。そこで、生産者まで情報を届くような方法を検討していただきたい。	一	地方事務所による企業訪問調査H26.2	一	県ホームページや農業改良室及員による情報提供を継続させてまいります。	
65	林務部 (森林政策課)	国有林の近地の簡素化	借用している国有林を返地する場合、市町村又は団体までとし、撤去部分の簡素化は地表部位までの像化が現れ、部分の像化のみとし、棒木の植え付け(定着)まで多額の費用がかかるためなり、負担が大きいため。	国有林を返地する場合、棒木の解体撤去、地中埋設物を撤去したうえ、指定樹木の植え付け(定着)まで多額の費用がかかるためなり、負担が大きい。	国有林の解体撤去、指定樹木の植え付け(定着)まで多額の費用がかかるためなり、負担が大きい。	地方事務所による企業訪問調査H26.2	⑤	【内容検査・検討中】国有林を管理している中部森林管理局に情報提供しました。現在、国の対応について確認中です。	
66	林務部 (森林政策課)	国有林内支障木伐採手手続きの簡素化	国有林内の支障木伐採手続きを簡素化し短時間で許可ができるよう取り計らっていただきたい。	国有林内の支障木伐採手続きが煩雑で、許可までに時間がかかるため。	国有林管理経営法	地方事務所による企業訪問調査H26.2	⑤	【内容検査・検討中】本県の国有林を管理している中部森林管理局に情報提供しました。現在、国の対応について確認中です。	
67	建設部 (道路管理課)	道の駅における占用物件について	道の駅における占用物件の扱いについて	道の駅は道路敷地であるとして、工作物の設置が認めていない。もともと、運送者の木製構造としての機能を優先しているわけだが、今般は重要な情報発信の拠点施設でもあり、地元生産物の販売拠点ともなっている。利用者の利便と産業活性化を図るために道路の限に限り占用物件の条件を緩和してもよないのでではないか。	道路法	地方事務所による企業訪問調査H26.2	⑤	【内容検査・検討中】道の駅内の市町村等が独自に整備する地域振興施設により、産業活性化に資する地元生産物の販売やイベントの実施、自動販賣機の設置が可能になりますので從来どおり、緩和等については一時的な使用を認めており、但常的な占用については実施は困難と考えます。	

管理No.	担当部局 (課)名	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請または相談状況	検討状況	県の検討状況	構造改革特区
68	建設部 (道路管理課)	長野県内の道の駅運賃規制会の開催調整	現在道の駅の運営会議は各ブロックごとに開催されているため、長野県のように開催場所が同じ県内でありながら、道の駅は混在しているところでは、同時に異なる機会を得られない。道の駅は、重要な情報発信拠点であるところから、県内の道の駅運営会議を実施する。(最初のみ、継続開催は道の駅が行う)	道の駅の運営会議は各ブロックごとに開催されいるため、長野県のように開催場所が同じ県内でありながら、道の駅は混在しているところでは、同時に異なる機会を得られない。道の駅は、重要な情報発信拠点であるところから、県内の道の駅運営会議を実施する。(最初のみ、継続開催は道の駅が行う)	河川法 河川基準法 河川法 河川法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	—	必要な情報は提供可能であり、当初より道の駅が主体となつた独自での開催に努めています。	
69	建設部 (河川課)	諏訪湖畔での企業などと連携した形でのイベントを開催事業者が協む場合でも利用許可が審査していただけないか。	諏訪湖畔で企業などと連携した形でのイベントを開催事業者が協む場合でも利用許可が審査していただけないか。	諏訪湖畔で自動車会社などと連携したイベントを実施したかったが、県では県規がよい諏訪湖畔では実施することができない。このように大企業が諏訪湖畔で実施せざる得なかつた。このように大企業が諏訪湖畔でできれば大企業が福利用者の一環で自社のイベントとセッタリにして多くの事業者が上諏訪温泉に泊まりに来るために、経済効果も大きい。 なお、平成23年4月から河川敷地占用地許可の指定等により、民間事業者による河川敷地の占用地が可能となるいる事例も全国的には存在する。	河川法 河川法 河川法 河川法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 企業の協賛を受けたいため、河川敷地内のイベントや、使用可能なサービスもござりますので、河川管理者(諏訪建設事務所)にお問い合わせください。また、ホームページをご案内します。 都市・地域再生等利用区域の指定については、地元市町村からの要望や地域での合意形成が肯定手続きとして必要になりますが、市町村からお問い合わせください。	
70	建設部 (建築住宅課)	長野県景観条例における建築規制の緩和について	県が、県外からの投資環境を整えるために、白馬村における建築規制(通いやすい、高さ制限等)の緩和をお願いしたい。	白馬村の施設は、ここ10年で30%減少している。このまま官民協働化や後継者不足により老朽化が進んで、官治する場所が確保できない恐れがある。 そこで、県外からの投資を促進し、宿泊環境の改善を図るために、長野県景観条例による建築規制等の緩和が必要である。	建築基準法 建築基準法 建築基準法 建築基準法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容検査・検討中】 長野県の通いやすいや高さの制限は、長野県景観条例ではなく、建築基準法の規定に基づき県が定めたものではありません。市町村内は、複数の区域に区分して、それぞれに基準を定めています。基準の緩和は、投資の促進に寄与する一方で、村の魅力のひとつである良好な生活环境を損なう恐れもあり、現行基準は低層住宅地等に相当するような比較的厳しい制限をしている区がある程度と多くあります。多くの範囲は県内の他の地域と同等の標準的な基準となるべきです。なお、適宜、御意見をお伺いし、適時適切な検討ができるようになります。	
71	建設部 (建築住宅課)	耐震診断義務化の緩和	不特定多数の方が利用する大規模建築物は耐震診断が義務化され、その結果、業者が公表されることになつたが、対象となる建築物の要件緩和や、診断、改修に係る補助制度の充実を希望したい。	耐震診断の費用負担が大きくなり、診断の結果、改修が必要となるれば、大規模改修が必要となることなど、事業継続に支障が出ることも考えられるから。	耐震改修促進法 建築基準法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容検査・検討中】 平成25年の改正により、建築物の安全性の向上を一層図るため、多数の者が利用する建築物のうち、大規模なものについて耐震診断の義務化をすることになりました。そのため、現行基準は、既存の大規模な社会的影響のないため、改正法施行以後、大きな変化はないため、改正法による要件の見直しは時期尚早と考えられます。	
72	建設部 (建築住宅課)	耐震診断・耐震工事	不特定多数の方が利用する大規模建築物は耐震診断が義務化され、その結果、業者が公表されることになつたが、耐震診断・耐震工事について、改修後から10年間の猶予をいただきたい。	耐震診断・耐震工事の費用負担は大きく、検査が破壊してしまうため、改修工事によっては費用がかかるため、改修工事について、改修後から10年間の猶予をいただきたい。	建築基準法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容検査・検討中】 平成25年の改正により、多数の者が利用する建築物のうち、大規模なものについて耐震診断の義務化をするなどの要件の見直しは時期尚早と考えます。なお、耐震改修については期別を設けていません。	

管理No.	担当部局 (課)名	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	検討状況	県の検討状況	機関改革特区
74	県警本部 (生活安全企画課)	金属くず回収時ににおける身分確認の緩和	個人情報を登録し発行した会員カード(クルーカード等)の読み取りを身分確認とする規制緩和	大型店では、身分確認が不要な古紙、ペットボトルについては、会員カード(ブルーカード)を自動回収機に読み込ませ、量に応じたボイントを付与してリサイクルの促進、固定客づくりを行っているが、スチール缶については対象と現れ、商品等の流通防止を目的に金属くずは買い受け若しくは交換しようとときは身分証明書の提示が求められるなど、方法により身分確認時にかかる負担が大きい。	金属くず商及び金屬くず回収商に関する条例 ⑤	【内容精査・検討中】 一対の基準に対する範囲内の取引について は、相手方の身分確認義務等を免除するなど条例改正による規制緩和を検討中です。	
75	県警本部 (交通規制課)	移動販売車の道路使用にかかる規制緩和	道路交通法では、移動販売車面による販売行為を認めていない。地域の実情により、移動販売車での道路使用を緩和できないか。	現在、移動販売車による販売は、駐車場が確保できる公民館等からしている。駐車場が確保できない小さな事業者からの移動販売の要望もあるが、駐車場がないため販売に行けない。上で営業しても、小さな事業者の道路は交通量も少なく、緊急車両の通行時は遅やかに移動が可能であり、交通への支障は少ない。中山間地域では、高齢化率も高く、買い物に便さを感じているいわゆる買い物難者の問題が深刻化の中で、移動販売車による買い物機会の確保など、公益性が認められる場合は、道路を使用できるよう検討してほしい。	道路交通法 ⑥	【現行制度で実現可能】 移動販売車については、道路交通法第71条第1項第3号に規定する「営業所を移動しないで、露店、屋台店その他これらにおいて商店を出そととする行為」に該当しますが、道路屋台を除き、原則認可しないといふ方針で検討しています。 しかし、山間地帯で買物に不便を感じている高齢者を対象とした申請場所の道路状況、交通量、使用目的の公衆性の判断、地域住民や道路利用者等の合意形成状況等を総合的に判断したいと考えます。	
76	県警本部 (運転免許課)	中型自動車(最大積載量3t以上、6.5t未満)を運転するための中型免許の取得緩和	中型自動車の道路使用にかかる規制緩和	高校卒業時点では中型免許を取得できず、運動業界(建設業界も同様)への就職機会を減らすことになつていて、「20歳以上、免許(又は大特免許)保有2年以上」を普通免許では軽トラックしか運転できない。	道路交通法 ⑤	【内容精査・検討中】 平成19年の道路交通法の改正により、中型免許を新設した理由の一つは、車両総重量「5tを超過8t未満」の交通工具が多発したことによるものであり、法改正の趣旨から、当保護課として銀族層では、愛媛年始の縦和について、国(警察庁)に対して要望する予定はありません。	
77	県警本部 (運転免許課)	中型自動車免許の受験資格の緩和					